

訪問看護ステーション・横尾

重要事項説明書



訪問看護ステーション・横尾 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービス(以下「訪問看護」とする。)を提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1 事業者の概要について

事業者名称	社会福祉法人平成会 訪問看護ステーション・横尾
代表者氏名	理事長 久保 勘一郎
所在地	長崎県長崎市横尾3丁目26番1号
電話番号・FAX 番号	電話 095-855-0002 ・ FAX 095-855-1212
事業所番号	4260190097(介護保険) 0190097(医療保険)
事業所開設年月日	1997年 7月 1日

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、訪問看護計画および介護予防訪問看護計画(以下「訪問看護計画」)に基づき、要介護及び要支援状態にある者もしくは、在宅療養が必要な者(以下「利用者」という。)で、医師が必要と認めた者に対し、その居宅等において、適正な看護を提供することを目的とする。
基本方針	住み慣れた家庭で安心して療養できるよう支援します。 訪問看護は、病気や障害のために支援を必要とされている方を対象に、看護師などが家庭を訪問し、お一人おひとりに合った看護、リハビリを行うサービスです。 健康状態に応じて、またご希望を尊重しながら、ケアの専門家として在宅療養を応援します。

3 職員体制および職務内容

従事者の職種	員数	職務内容
管理者 (看護職員と兼務)	1名以上	適正な事業運営と訪問看護の提供ができるよう、看護職員および業務の管理を行います
看護職員 (内1名管理者と兼務)	常勤換算 2.5名以上	訪問看護サービスを提供します

4. 施設の概要

営業日	月曜日から土曜日 ※ 祝日も通常通り訪問いたします。
休業日	日曜日・8月 13～15日・12月 31日～1月 3日
営業時間	午前9時～午後5時 ※ 緊急時にはいつでも看護に関するご相談に応じられるよう、年間を通して24時間連絡がとれる体制を設けております。
サービス提供地域	長崎市(横尾、滑石、岩屋、緑が丘、淵、山里、西浦上、三川、琴海、三重、小江原中学校区)、時津町、長与町

5. 訪問看護サービスの内容

- ① 病状・障害の観察、健康管理
- ② 療養、看護・介護方法の助言
- ③ 食事の援助、水分・栄養の管理、排泄の援助、清潔の援助
- ④ 服薬の管理、指導
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症や精神疾患の方の看護
- ⑦ ターミナルケア(介護予防訪問看護を除く)
- ⑧ 皮膚障害の処置
- ⑨ 医療機器の管理、指導
- ⑩ 医師の指示による医療処置
- ⑪ 介護者の支援
- ⑫ 保健・福祉サービス等の活用支援

6. 事業所の体制

特別管理の体制	特別の管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行える体制を敷いています。
ターミナルケアの体制	ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備しています。

7. 訪問看護を受けるにあたっての留意点とサービス利用料金等

- 訪問看護のお申し込みは、訪問看護ステーションまたは主治医、ケアマネジャーにご相談下さい。
- 訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。
- 主治医の治療方針やケアプランに沿って、他サービスと連携しながら看護サービスを行ないます。
- 各種保険のほか、公費負担制度も適用されます。詳しくはご相談下さい。
- サービスに係る利用料金については、別紙1のとおりになります。

8. 虐待防止について

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する責任者を選定や委員会の設置を行うとともに、従業者へ対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものします。

9. 身体的拘束等について

- 事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられたときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

10. 緊急時及び事故発生時の対応

- 訪問看護の実施中、病状の急変等が生じた場合は、臨時応急の手当てを行なうとともに、管理者および主治医へ報告して指示を求めるなど、必要な連絡、処置を行ないます。緊急時の連絡先については事前に同意をいただきます。

- 利用者に対する指定訪問看護の提供中、賠償すべき事項が生じた場合は、損害賠償等の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 緊急時及び事故発生時の対応については、別紙2のとおりになります。

11. 衛生管理等

- 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 訪問看護の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画の策定について

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 苦情対応

- 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。
- 苦情対応するために講じる措置については、別紙3のとおりになります。

14. その他重要事項について

- 事業所は、職員の質的向上を図るため研修の機会を確保し、業務体制を整備するよう努めております。
- 事業者は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 第三者評価の実施状況については、未実施となります。
- 事業所の職員及び職員であった者は、業務上知り得た秘密は厳守いたします。
※ 詳細は、個人情報保護のお取り扱いおよび個人情報使用同意書のとおりになります。

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名	社会福祉法人平成会	訪問看護ステーション・横尾
住所	長崎市横尾3丁目26番2号	
代表者氏名	理事長 久保 勘 一郎	Ⓔ

説明者氏名

事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(利用者家族又は代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

(連帯保証人)

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

職場名 _____

職場連絡先 _____

訪問看護・介護予防訪問看護料金表

令和 6年 6月 1日現在

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割および3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

【 介護予防 】

(1単位 : 10. 21円)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	303	3,093円	310円	619円	928円
	30分未満	451	4,604円	461円	921円	1,382円
	30分以上1時間未満	794	8,106円	811円	1,622円	2,432円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円

【 介護保険 】

指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	314	3,205円	321円	641円	962円
	30分未満	471	4,808円	481円	962円	1,443円
	30分以上1時間未満	823	8,402円	841円	1,681円	2,521円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	月額包括報酬	2,961	30,231円	3,024円	6,047円	9,070円

注 同一建物に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%減

注 准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減

* 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増

* 深夜(22:00~6:00)の場合

上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算	30分未満 1回につき	+254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上 1回につき	+402	4,104円	411円	821円	1,232円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,063円	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算	ステーションの場合 1月につき	+600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算	死亡月につき (介護予防訪問看護なし)	+2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円
初回加算	Ⅰ 1月につき	+350	3,573円	358円	715円	1,072円
	Ⅱ 1月につき	+300	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき (介護予防訪問看護なし)	+250	2,552円	256円	511円	766円
看護体制強化加算	1月につき	+300	3,063円	307円	613円	919円
サービス提供体制強化加算	ステーション及び医療機関の場合 1回につき	+6	61円	7円	13円	18円
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 1月につき	+50	510円	51円	102円	153円

訪問看護ステーション横尾 自己負担料金表【医療保険】

令和 6年 6月 1日改正

1. 基本料金表(1回の訪問看護の利用料)

単位(円)

療養費 区分	訪問日数		基本療養費	管理療養費	合計金額	負担金額		
	月の日数	週の日数				1割	2割	3割
(I)通常 (II)同一建物 居住者 同一日2人	1日目	週3日まで	5,550	7,670	13,220	1,320	2,640	3,970
		週4日目以降※1	6,550					
	2日目～	週3日まで	5,550	3,000	8,550	860	1,710	2,570
		週4日目以降	6,550					
(II)同一建物 居住者 同一日 3人以上	1日目	週3日まで	2,780	7,440	10,220	1,020	2,040	3,070
		週4日目以降	3,280					
	2日目～	週3日まで	2,780	3,000	5,780	580	1,160	1,730
		週4日目以降	3,280					
(III) 外泊者	入院中1回 ※2		8,500		8,500	850	1,700	2,550

※ 医療保険における訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなっています。
ただし、病名によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上以上の訪問が可能です。

※1 週は日曜日を起点にするため、前月からつづく訪問の場合は、月の1日であっても週4日以降を算定する場合があります。

※2 <表1><表2>の対象者は、入院中2回まで算定できます。

2. 加算料金表(状況・要望に応じて加算する利用料)

項目	金額	負担金額			
		1割	2割	3割	
●基本療養費の加算					
難病等複数回訪問加算 <表1><表2>特指示*の対象者	2回 3回以上	4,500 円/日 8,000 円/日	450 800	900 1,600	1,350 2,400
緊急訪問看護加算 主治医の指示により、緊急に訪問した場合	月14日まで	2,650 円/日	270	530	800
	月15日目以降	2,000 円/日	200	400	600
長時間訪問加算 <表2>特指示対象者に90分以上の看護を実施		5,200 円/週1回	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算 <表1><表2>特指示(補助者回数制限なし)、 他必要と判断された者	看護師	4,300 円/週	430	860	1,290
	補助者	3,000 円/週3日まで	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算 18～22時、6～8時		2,100 円/日	210	420	630
深夜訪問看護加算 22時～6時		4,200 円/日	420	840	1,260
●管理療養費の加算					
24時間対応体制加算 利用者の希望により算定		6,800 円/月	680	1,360	2,040
特別管理加算	<表2>①の対象者	5,000 円/月	500	1,000	1,500
	<表2>②の対象者	2,500 円/月	250	500	750
退院時共同指導加算 入院中病院と共に指導	<表1><表2>は2回まで	8,000 円/指導日	800	1,600	2,400
	<表2>対象者に更に加算	2,000 円加算	200	400	600
退院支援指導加算 <表1><表2>必要が認められた者	退院時の訪問看護	6,000 円/退院日	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算 医療関係職種間で情報を共有し、その上で療養指導する		3,000 円/月	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 急変による医療従事者とのカンファレンスと療養指導		2,000 円/月2まで	200	400	600
●その他の療養費					
情報提供療養費 市町村等のサービスと連携するための情報提供費		1,500 円/月	150	300	450
ターミナル療養費 死亡および死亡前14日以内に2回以上訪問		25,000 円	2,500	5,000	7,500

*特指示＝特別訪問看護指示書

3. その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
交通費	実費	3Km未満 100円 3Km以上 200円
死後の処置料金	10,000 円	訪問看護サービスの提供と連絡して行われた在宅での死後の処置料

■ 基準告示第2の1に規定する疾病等(別表7、別表8) (厚生労働省告示第82号)

第2 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

1 週3日を超えて訪問看護を行う必要のある利用者であって次のいずれかに該当する者

<表1> (1) 特掲診療科の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病 進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。) 多系統委縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病 亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎皮質ジストロフィー、脊髄性筋委縮症、球脊髄性筋委縮 慢性炎症性脱髄性多神経炎、後天性免疫不全症候群、頸椎損傷、人工呼吸器を使用している者

※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

介護保険の利用者でも、訪問看護は医療保険の扱いになります。

<表2> (2) 特掲診療科の施設基準等「別表第8」に掲げる者

① <input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 <input type="checkbox"/> 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
② <input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の者 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 <input type="checkbox"/> 真皮を越える褥瘡の状態にある者 <input type="checkbox"/> 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※特別管理加算の対象者